

船舶事故調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年5月1日 18時30分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市喜入港 JX喜入石油基地1号シーバース灯から真方位325° 1.9海里 付近 (概位 北緯31° 25.5′ 東経130° 31.8′)
事故の概要	プレジャーボート ティダンカⅡは、揚錨後、転覆した。
事故調査の経過	令和元年5月29日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ティダンカⅡ、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	295-41914鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族（以下「同乗者」という。）2人を乗せ、釣りを終え、船長が船首から入れていた錨を揚収して操縦席に向かおうと左舷側に移動した際、本船が動揺して体勢を崩したので、日よけの支柱を掴んだところ、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者2人は、固型式救命胴衣を着用しており、浮いていた本船に掴まり、船長が所持していた防水型の携帯電話で知人に連絡して救助を求め、全員が来援した知人の船に引き上げられた。</p> <p>船長は、本事故時、同乗者の1人が船体中央部付近で、もう1人が船体中央部左舷側付近で各々片付け作業を行っており、同乗者の位置や動きを確認して船内を移動すればよかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、揚錨後、同乗者1人が左舷側にいる状況下、船長が左舷側に移動し、船体の重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、揚錨後、同乗者1人が左舷側にいる状況下、船長が左舷側に移動し、船体の重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船幅が狭い小型船は、傾きやすいので、片舷に重心が偏らないようにすること。